

# 農業生産資材等の価格高騰に対する補助金のご案内

令和5年夏季の高温による農作物の品質低下や生産資材の価格高騰の影響により、営農継続を断念することがないように、次期作の生産に要する経費の一部を支援するため、【営農継続支援補助金】の申請を下記のとおり受付していますのでご提出ください。

## 1 補助対象者

- (1) 市内に住所があり、出荷または販売している農家
- (2) 市内に主たる事務所や事業所があり、出荷または販売している法人
- (3) 市税に滞納がない人

## 2 補助対象作物と補助額

- (1) 水稻・大豆・そば 1,000 円/10a(1反歩)
- (2) 野菜・花き・果樹 3,000 円/10a(1反歩)  
※ 令和5年度に生産され、出荷または販売されたものに限ります。  
※ 水稻には主食用米のほか、酒造好適米、加工用米、飼料用米、米粉用米、WCS、新市場開拓用米を含みます。

## 3 補助対象面積

- (1) 水稻については、転作野帳(令和5年度水稻生産実施計画書兼経営所得安定対策等交付金に係る営農計画書)の作付面積(以下「確認面積」という。)から、飯米分として10aを控除した面積とします。
- (2) 大豆・そば・野菜・花きについては、確認面積のほか、畑地における作付がある場合は、ほ場の実測などにより把握している面積を加えます。
- (3) 果樹については、確認面積のほか、集出荷団体との栽培管理に関する協定面積または実測などにより把握している面積を加えます。
- (4) 作物の区分ごとに合計してから1a未満を切り捨てた面積とします。  
※ 自家消費向けに作付している作物の面積は対象になりません。

## 4 提出物

- (1) 申請書兼実績報告書兼請求書
- (2) 補助金内訳書  
※ 畑地または樹園地に作付がある場合は、補助金内訳書の裏面の明細表に記入してください。
- (3) 出荷または販売したことを証する書類(出荷伝票などの写し)  
※ 産地交付金対象作物のほか、「JAこまち、湯沢主食集荷商業組合、第一果実共同撰果組合」に出荷した作物については、提出不要です。

## 5 提出期限

令和6年2月20日(火曜日)(必着)

## 6 提出先(郵送または持参)

〒012-8501 湯沢市佐竹町1番1号 湯沢市役所農林課農政班  
(同封の返信用封筒には、切手を貼ってから投函してください。)

## 7 その他

この補助金は、確定申告に係る農業所得の「雑収入」に該当します。



↑詳しくは市HP  
をご確認ください  
さい